

「歯科外来診療医療安全対策加算施設」 に関する施設基準について

- (1) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
- (2) 歯科衛生士が1名以上配置されている。
- (3) 歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されている。
- (4) 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有している。
 - ア 自動体外式除細動器(AED)
 - イ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器
(パルスオキシメーター)
 - ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)
 - エ 血圧計
 - オ 救急蘇生セット
- (5) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、連携体制が確保されている。

令和6年6月1日